

国立大学法人旭川医科大学における経営人材の育成方針

令和5年3月22日制定

役員会承認

国立大学法人旭川医科大学は、法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針について、以下のとおり定める。

1. 将来の法人経営の中核になり得る人材を見極め、若手の教職員を各部門のセンター長や室長、副病院長や病院長補佐等に登用し、権限を与えて経験を積ませる。
2. 本学の運営に関する企画立案及び学内の意見調整を目的として毎週開催する「大学運営会議」の構成員として副学長や学科長等を参画させ、法人経営の一端を担わせることで、経営人材の育成を図る。
また、同様に、病院の管理運営及び経営改善等に関する企画立案を行い、円滑な運営に資することを目的として毎週開催する「病院長補佐会議」の構成員として副病院長、病院長補佐等を参画させ、法人経営の一端を担わせることで、経営人材の育成を図る。
3. 大学運営会議の下に置かれる人事・組織戦略本部及び財務経営戦略本部において、若手の教職員を積極的に部員として加えることにより、本学のミッションや中期目標・中期計画、予算の構造等を良く理解し、国内外の高等教育・学術研究に関する政策の動向を把握するなど、早い段階から執行部とビジョンを共有し、法人経営の感覚を身に付けさせる。
4. 国立大学協会等が実施する研修会やシンポジウム、会議等に積極的かつ計画的に、適任者を副学長等から選出し参加させて、高等教育の現状・課題等を認識させるとともに、法人経営の感覚を身に付けさせる。
5. 学長又は病院長は、上記1で登用した者及び副学長等の職務遂行状況等について随時確認し、適切なフォローアップを行う。